

条例の位置付け（修正案）

【条例素案（修正案）】

（条例の位置付け）

~~第〇条 市は、他の条例、規則等の制定および改廃ならびに解釈および運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、この条例との整合を図らなければならない。~~

第〇条 この条例は、本市の自治の基本的な事項を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなくてはならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定および改廃ならびに解釈および運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。